

2006 年度 マクロ事例研究（裁判）

司法制度改革の経済分析

法曹拡大政策は司法サービスを充実させるか

東京大学 公共政策大学院 経済政策コース 2 年

川添 南都子 (58083)

菅野 早紀 (58088)

三毛門 豪 (58098)

吉田 真矩 (58105)

目次

第 部 問題設定	p.4
1.1 司法制度改革	p.5
1.1.1 司法の役割と司法制度改革	p.5
1.1.2 司法制度改革の基本理念	p.5
1.1.3 司法制度改革の方向性	p.6
1.1.4 司法改革の中の法曹拡充・裁判迅速化	p.7
1.2 日本における訴訟	p.9
1.2.1 議論の目的と鳥瞰	p.9
1.2.2 訴訟増加に関して考えられる Cost と Benefit の整理	p.9
1.2.3 日本人の訴訟意識を通しての考察	p.10
1.2.4 小括	p.13
(別紙 1)	p.14
(別紙 2)	p.15
(別紙 3)	p.16
1.3 法曹人口拡大政策と問題設定	p.17
1.3.1 現在の政策	p.17
1.3.2 現在の政策の問題点	p.18
1.3.3 法サービスの充実は可能か	p.19
第 部 分析	p.20
2.1 経済学的分析への導入	p.21
2.1.1 なぜ司法サービスが経済学の対象となりうるのか。	p.21
2.1.2 医療サービスと司法サービスの特徴	p.21
2.1.3 アクセスコスト低下仮説と誘発需要仮説の司法市場への応用	p.23
2.2 分析 : 「法曹人口の拡大によって訴訟の増加は問題なく達成できるか」	p.24
2.2.1 訴訟市場概念の導入	p.24
2.2.2 アクセスコスト改善の需要と誘発需要の識別	p.25
2.3 実証分析	p.26
2.3.1 変数やデータの整理	p.26
2.3.2 小括(推計結果)	p.28
2.4 結論	p.29

2.4.1 「法曹人口の拡大によって訴訟の増加は問題なく達成できるか」	p.29
2.5 分析 「弁護士偏在化の解消により訴訟数は増加するか」	p.30
2.5.1 分析の目的および概要	p.30
2.6 実証分析と結論	p.30
2.6.1 データと分析結果	p.30

第 部 政策提言 **p.31**

3.1 政策提言	p.32
3.1.1 全体の弁護士数増加のための政策	p.32
3.1.2 弁護士偏在化解消のための政策	p.33
3.1.3 その他の政策	p.34

第 部 問題設定

1.1 司法制度改革

1.1.1 司法の役割と司法制度改革

日本国憲法のもとにおける司法の役割は、一人ひとりが人間として尊重され、幸せに生活していくことができるよう、公正で公平に法が適用されることにより人権その他の法的利益を擁護していくことにある。

このために司法は、紛争を適正・迅速に解決して権利の実現をはかること、被疑者・被告人を含めた関係者の人権を保障しつつ刑罰法令を適正に適用すること、法に従って行政が適正に機能するようにすること、さらに違憲立法審査権により憲法の理念に従った立法がなされるようにすることを重要な責務としている。そして、立法や行政の誤りを是正する役割を果たすために、司法は三権の一として立法や行政からの独立が強くまもられ、裁判官の独立が保障されている。

だが今日、日本社会が透明かつ公正なルールによって運営されていないという批判が国の内外から高まっている。また、法的に解決すべき市民間、企業間あるいは行政と市民の間の問題の多くが、あいまいな基準のもとに不透明に処理されることが多く、泣き寝入りもめずらしくないといわれる。さらに、長引いた不況により、企業リストラの進行・消費者破産・金融商品被害など、多くの市民にとって深刻な法律問題が発生している。経済界においても、倒産の大量発生、金融不良債権問題など法的処理を要する問題が多発した事は記憶に新しい。

これらの社会的背景を踏まえ、司法改革が急務であるといわれて久しいが、司法機能の充実には、単に自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型への社会の転換のための対応だけでなく、社会的・経済的弱者の権利を保護して自由競争の行き過ぎから生じる弊害を是正するために、市民の権利擁護の最後の砦として必要なものであるとも考えられる。

1.1.2 司法制度改革の基本理念

参考のため、基本理念に関して、政府によるものと、日弁連によるものの二つを提示しておく。

政府による理念¹：

日本国憲法によって立つ個人の尊重(憲法第 13 条)と国民主権(同前文、第 1 条)が真の意味において実現されるために何が必要とされているのかを明らかにする

¹ 司法制度改革審議会意見書

日弁連による理念²：

二割司法といわれる状況を脱却して、国民の権利を十分に保障し、豊かな民主主義社会を発展させるためには、充実した司法の存在が不可欠であり、今こそ民主権の元でのあるべき司法、国民に身近な開かれた司法を目指して、わが国の司法を抜本的に改革する

1.1.3 司法制度改革の方向性

大きく分けて三つに分けられる。

・「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする

・「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する

・「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める

それでは、それぞれの方向性ごとに具体的にどのような施策が進められているのかを、次に述べていきたいと思う。

・ 国民期待にこたえる司法制度

一つ目の柱である、国民の期待にこたえる司法制度だが、それは大きく、審理期間短縮すなわち迅速化及び司法アクセスの拡充の二つに分けられる。民事においては、第一審の裁判を2年以内に終わらせる事を目標にし、そのために証拠収集手続きの拡充や、専門的な事件に関しては専門委員制度の導入する事などが盛り込まれている。このほか、鑑定制度の改善、知財高裁の創設などもここに含まれる。

司法アクセスの拡充に関しても、離婚などの人事訴訟を家庭裁判所で取り扱えるようにしたり、市民に最も身近な簡易裁判所が取り扱えられる請求の上限を引き上げるなどの機能拡充のほか、アクセスポイントの拡充や裁判外紛争解決手段(ADR: Alternative Dispute Resolution)の拡充・活性化など、様々な改革が進行中である。

・ 司法制度を支える法曹のあり方

次に二つ目の柱である、司法制度を支える法曹のあり方を見直すというものだが、これはまず法曹人口の拡充という事で、現在千五百人前後である司法試験合格者数を、平成22年ごろまでには倍の年間三千人程度まで増加させる事が考えられている。現在の日本では人口当たり法曹人口は各国と比較した場合でもきわめて低い水準にあり、これを引き上げる

² 司法改革宣言

事により、先に述べた裁判の迅速化や司法アクセスの改善にも資する事が期待される。また、「点」から「プロセス」への法曹養成制度改革についてだが、これは現在、司法試験といういわば「点」の選抜で決まる制度から、法科大学院、司法試験、司法修習という相互に関係する包括的な「プロセス」全体において法曹を養成していこうという試みである。このほかにも弁護士に関しては報酬に関して適正な競争が行われるよう透明化・合理化を押し進めたり、専門性を強化する、裁判官の人事評価の透明性・客観性を高めることなど、多くの改革が行われている。

・ 国民的基盤の確立

このほか、これは刑事事件限定であるが、裁判においてより市民の感覚を反映させるための裁判員制度なども重要な改革の一つである。陪審制はアメリカで採用されている制度で、市民から無作為に選ばれた陪審制が裁判官とは独立して評決を行う。これは戦前の日本でも一時期導入されていた。参審制はドイツやフランスで採用されていて、裁判官と一緒に合議体を取って事実認定や判決を行う。日本で導入される事が決まった裁判員制度は、後者の参審員に類似の制度である。

1.1.4 司法改革の中の法曹拡充・裁判迅速化

司法サービス拡充と裁判迅速化は密接不可分の関係にあるが、迅速化に過度の力点を置いた場合は当然、司法サービスの質への影響が懸念される。実際、日弁連による「裁判迅速化法案(仮称)に関する基本的見解」(意見書 2002-11-28)においても、「民事裁判において国民の権利・利益が充実した審理により適正・迅速に実現され、刑事裁判において被告人の権利が適正に守られつつ迅速に刑罰権が行使されることが、今日の裁判に求められるもっとも重要な要請である」とされる。すなわち「適正・充実」と「迅速」は同時に追求されるべきものであるとされ、同法案の趣旨は「人的、制度的な基盤の総合的な整備推進を図るという趣旨の法律」であり、名称は「裁判充実・迅速化法案」とする事を提案している。

また、同意見書の中で、迅速化のため、民事訴訟法の改正や証拠収集手続きの拡充など整備的基盤拡充のための様々な提案がなされるが、最も力点を置いているのが司法サービスの拡充である。それは「司法インフラ増進計画」と表現され、以下のような内容である。

「裁判官、検察官の大幅な増員(すべての裁判所に裁判官を常駐させることは必須である)また書記官、家裁調査官、速記官、事務官など裁判所、検察庁の職員の増員などの人的拡充と、裁判所の法廷、和解室、準備手続室、調停室、市民の身近な場所への裁判所の設置など施設・設備の物的拡充が、裁判を充実・迅速化させるために不可欠である。

10年後には、法曹人口が現在のほぼ倍に達する。このことをふまえ、明確なスケジュール

ルをたて、10年間で、人、設備、財政措置を、それぞれ2倍にしなければならない。」

同じく日弁連の「裁判所支部の充実を求める要望書」(意見書 2005-11-05)においても、裁判官が常駐していないことや兼務による負担過重の弊害、調停室の不足や待合室の狭隘さ等による司法サービスの阻害や遅れが指摘され、それらの解消が迅速化にも資する事を主張している。

以上より、司法における人員や施設、サービスの拡充は、国民にとっての利便性を高めるだけでなく、より迅速な権利の実現にも大きく影響し、両者は密接に関係している。

1.2 日本における訴訟

1.2.1 議論の目的と鳥瞰

我々は昨今の司法制度改革の政策的有用性を考えるため、特に弁護士などの法曹人口拡大政策を取り上げて考えようとしている。具体的命題を設定すれば、「法曹人口拡大政策は社会の純便益を高めるか」ということである。ここでこの議論を二つの命題に分解すれば、(1)「訴訟の増加は社会の純便益を高めうるか」、(2)「法曹人口の拡大によって訴訟の増加は問題なく達成できるか」となる。本章においては(1)の議論を扱うことになる。

さて、思うに政策評価に際して透明性および説得力で優れたメソッドは CBA である。2 節では Cost/Benefit という観点から訴訟の増加をどう評価できるかについて整理する。ただその整理によって、両者の金銭的評価が困難であることが明らかになる。

3 節では日本人の訴訟意識の点から、フット(2006)での紛争行動に関する歴史的論争の整理を援用して、Cost と Benefit の大きさを定性的に考察していくことにする。その中で、「訴訟嫌い」の日本人に、訴訟の増加はどのような純便益を与えうるかということが見えてくるだろう。

4 節では以上の議論と前章における現状考察から、(1)に対する我々の答えをまとめることとなる。

1.2.2 訴訟増加に関して考えられる Cost と Benefit の整理

では、訴訟増加によって考えうる Cost と Benefit とはそれぞれどのようなものが考えられるだろうか。紛争の場面、普段の場面という視点を意識して考えてみる。

まず Cost を考えれば、(c-1)紛争の過剰な訴訟化という指摘が考えられる。訴訟がより容易に活用できることで、本来訴訟よりも簡易な手段で解決できる紛争(訴訟解決に見合わない紛争)までも訴訟という手段が採られてしまうかもしれない。

訴訟は当事者がその活用を望む場合だけでなく、原告が望む場合には被告はそれに応じざるを得ない。一般に訴訟は両当事者に負担を強いるし、司法資源の利用という意味で社会的コストも発生する。そのため社会的には訴訟活用が望ましくないケースでも、原告には正の利得が期待できることから、訴訟を活用してしまうケースが頻発しうる。実際アメリカでは医療事故紛争で高額の賠償金を期待しての訴訟が急増し、被告側の医師に過剰な負担を強いることになっている。州によってはその負担に耐えられず、医師が廃業・移転をしてしまい医師が不足するという事態も生じている。³⁴

³ 浜野(2004)参照。

次に(c-2)訴訟数が増加することは被告とされる危険性が増すということであり、紛争が実際に生じていなくとも国民に萎縮効果をもたらすことが考えられる。やや例としてはずれるが、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)が示唆を与えている。個人情報保護法は企業などに対して従来よりも明確かつ厳格な管理義務を課し、罰則も定められた。その法的義務の付与は、個々人のプライバシーへの権利意識の高まりと相まって、過剰ともいえる情報障壁をもたらす事態を起している。訴訟増加は訴訟リスク回避のため、本来認められるべき権利行使さえ躊躇させてしまうかもしれない。

では Benefit はどうか。まず挙げるべきなのは(b-1)訴訟による紛争解決の途を拓くという点である。司法救済が与えられていなかった部分に手を差し伸べることは、司法の本来的意義を回復することといえる。また、紛争当事者にとって解決手段の選択肢が増えることは、(少なくとも原告にとって)効用を増加させることはあっても、減少させることはないといっていよう。

また(b-2)普段の場面においても法的権利/義務の尊重の意識/行動を促すという効果も期待できるだろう。端的に表れた例を挙げれば株主代表訴訟である。1993年以前は損害賠償請求額に応じた手数料が必要であった。⁵しかし、1993年改正商法(現会社法)によって手数料は一律8,200円(現在は13,000円)とされ、訴訟は爆発的に増加した。その訴訟増加は企業の取締役や善管注意義務や忠実義務など株主への責任を果たすことを意識させるようになった。コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスといった用語が社会に浸透した背景には、この株主代表訴訟の増加が存在していることは疑いないであろう。

以上、Cost と Benefit を紛争の場面、普段の場面という観点からそれぞれ2点ずつ挙げてみた。整理してみると明らかになるように、これらの金銭的評価は非常に難しいことが判る。なぜなら我々日本国民が社会に法的解決スキームを受け入れることをどう評価するか、換言すれば訴訟社会化を望んでいるかに左右されるからである。それを正確に捉えることは現段階における先行研究やデータ整備の環境から容易でない。そこで次節において、海外との現状と訴訟意識の比較、特にアメリカ・中国と比較を用いて詳細に議論しているフット(2006)を参考にしながら、定性的にこれを考察することにする。

1.2.3 日本人の訴訟意識を通しての考察

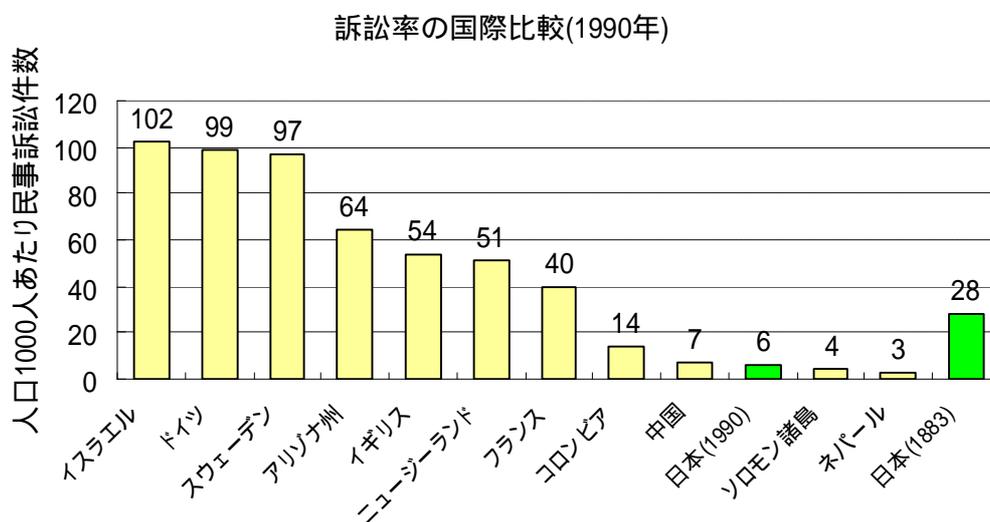
本節では、紛争行動の歴史的論争に関して述べたフット(2006)の第2章を参考にして話を進める。最終的には、日本人の法意識が国際的に特殊ではないのに、現状では訴訟数が非常に少ないということを示すことで現時点における訴訟拡大の有益性を示唆する。

まず訴訟活用の現状を研究した Wollschlager(1997)によれば、国際的な比較で見ると日

⁴ 日本での産科医の減少に関して、少子化問題に加えて、訴訟の増加も理由の一つであるとする議論も見られる。

⁵ たとえば株主代表訴訟で10億円の損害賠償を求める場合には、当時は300万円必要であった。

本は非常に訴訟活用率が低いことが判る。下図が Wollschlager(1997)で提示されているものである。



このような日本における紛争行動はどのように説明できるか。これに関して 3 つの有力な見解が主張されている。第一に文化的要因を理由とするもの、第二に制度的構造を理由とするもの、第三に個人の合理的行動の結果であるとするものである。これら 3 つの見解は必ずしも相矛盾するものではない。正確にはこれら 3 つの要因が働いていると考えるべきであろう。よって、論争の主論点は何によってのみ説明できるかではなく、最も強く影響を与えている要因は何かというところにある。

1.2.3.1 議論の展開

日本の過少な訴訟活用に関して、文化的要因を理由とする説明を与えたのは川島(1967)である。川島は歴史比較から欧米人に比べて日本人は権利と義務を明らかにして対立を明確にすることを嫌っているとした。そのために訴訟を活用しようとする機運が起こらず、訴訟を促進する手立ては講じられなかったと結論付ける。ここで弁護士数に触れれば、弁護士数が少ないために訴訟が活用されないのではなく、訴訟を活用することを社会が拒否しているから弁護士数を増やそうとしないという流れを導くことになる。よって、弁護士数を増加させても訴訟は増えず、徒に望まない紛争を顕在化させることになる。

川島の文化的要因の強調は、日本人の基本的な訴訟意識として広く受け入れられ、日本における代表的な訴訟観となっていった。この訴訟意識に関するスタンダードな仮説への批判として形成されてきた有力見解が制度的要因論、そしてその流れを汲んだ合理的行動論である。

制度的要因論は社会的な制度的枠組みによって行動が規定されると考える。そして弁護

士や裁判官の数の少なさ、訴訟費用の問題、救済の貧弱さといった制度状況が訴訟活用を妨げていると考えるのである。また普遍的な自己利益最大化という動機の結果であると考えるのが合理的選択論である。自己利益最大化は個人が所与の条件下によって行われる。その際の条件には制度的要因が大きく働き、必然的に制度的要因論と融和性を持つ。

これら二説と文化的要因論との決定的な違いは、少ない弁護士数は結果ではなく、原因と考えるところにある。よって、これら二説の方が説得力を持つと考えられるならば、弁護士数の増加によって訴訟増加が見込めるだろう。そして、それは必ずしも日本人の訴訟意識に反したのではなく、厚生を改善させうることになる。

1.2.3.2 考察

改めて本節での目的を述べれば、「日本人は訴訟社会化を望んでいるか」という点を考えることで訴訟増加を経済厚生的に正当化できるかということを定性的に考察することである。ここでは法意識国際比較研究会による調査結果を紹介する。

法意識国際比較研究会は日本、アメリカ、中国で法意識に関する大規模調査を行っている。その中に訴訟、およびその代替手段に対する態度に関する質問が存在する。具体的な質問内容は別紙1のとおりである。⁶

この質問に関する各国の回答平均値を比較して図にしたものが別紙2である。⁷ 各問題に応じてやや異なる部分は見られるが、各国の想定事例に関する態度は大きく異なることが見て取れるであろう。その比較対象が訴訟社会の権化と捉えられているアメリカであるにも関わらず、である。友人の想定事例では、むしろ日本の方が訴訟を選好するという結果さえ出ている。また中央値である3.0を境として手段の選好を識別すれば、友人のような濃い人的繋がりがなく、契約違反に対しては法的スキームを活用することに躊躇はないようである。

加えて、2000年に行われた民事訴訟利用者調査では裁判のためらいに関する質問を行っている⁸。「利用者」というバイアスは存在するが、当事者においてためらいを感じた人とそうでなかった人の割合はほぼ同じ程度、やや感じなかった人が多かった。また、感じた人であってもその理由は裁判コストの問題が重きを占め、世間体や対立回避といった理由には否定的な回答を寄せている。

以上から、訴訟態度において日本人が殊更訴訟を回避しようとする意識は存在しないと結論付けてよいであろう。現状において、訴訟が積極的に活用されていくことに対して抵抗感を持つことは少ないと考えられる。

⁶ 法意識国際比較研究会(2001)参照。

⁷ 太田・岡田(2003)参照。

⁸ 躊躇した者46.2%、躊躇しなかった者53.8%であった。躊躇した理由のアンケート結果に関しては別紙3に詳しく示した。ただし、項目の順番は本来のアンケートと異なっている。

1.2.4 小括

前節での考察で明らかになったように、日本人は「訴訟嫌い」とあるという考え方は現在では妥当しないと考える方が適切であろう。つまり、訴訟に対する潜在的な活用意欲が認められる。よって、その阻害要因を取り除いて訴訟を増加させることは望ましいことであると我々は結論付ける。

次章以下においてはこの認識を前提として、司法過疎問題に関して議論を進めていくことにする。

別紙 1

(質問 16)ある人が友人に一ヶ月分の給料にあたる金額を貸しましたが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしません。友人と交渉しても、友人はその金を返しません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

(質問 17)ある人が電器屋から一ヶ月分の給料にあたる価格の電気器具を買ったところ、それは不良品でした。電器屋に新品との取り替えを求めても、電器屋はそれに応じませんし、売買を解除し代金の返還を求めても電器屋はそれに応じようとしません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

(質問 18)ある人が交通事故にあって一ヶ月入院の傷害を負いましたが、特に後遺症は残りませんでした。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償をもとめて交渉しても、加害者は賠償金を支払いません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

(ア)相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと

(イ)共通の知り合いである有力な人に相談すること

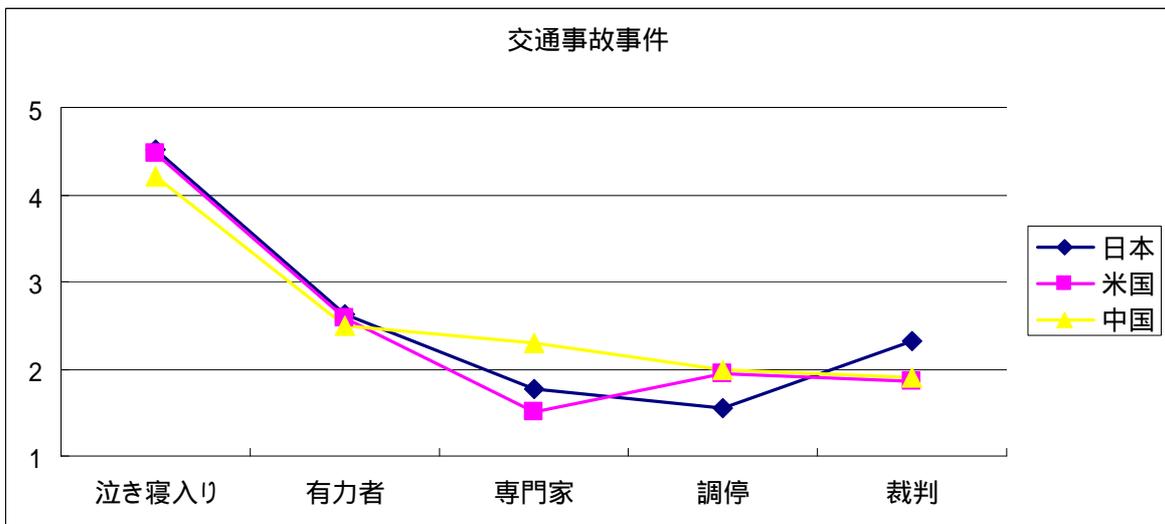
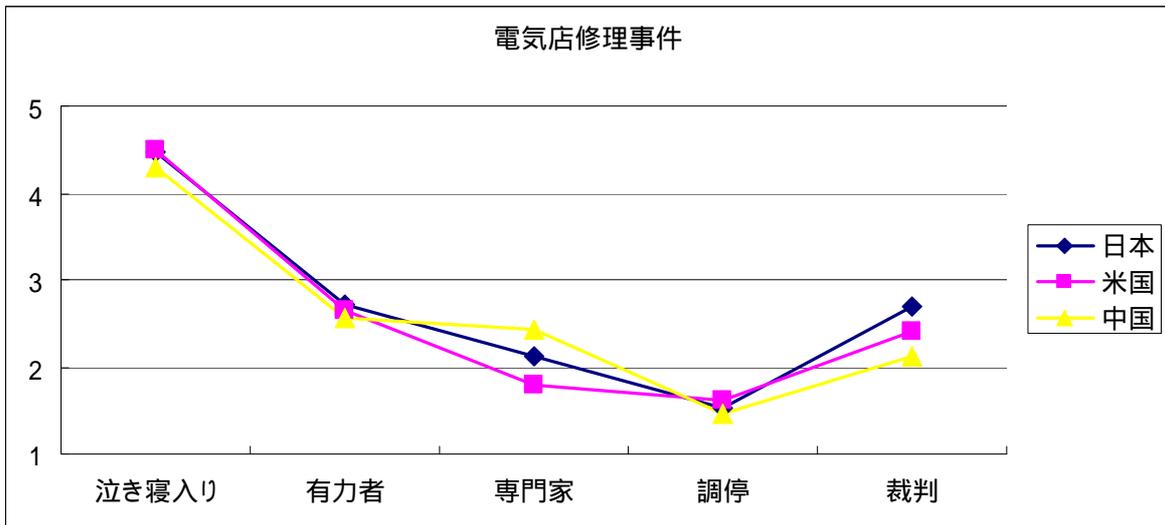
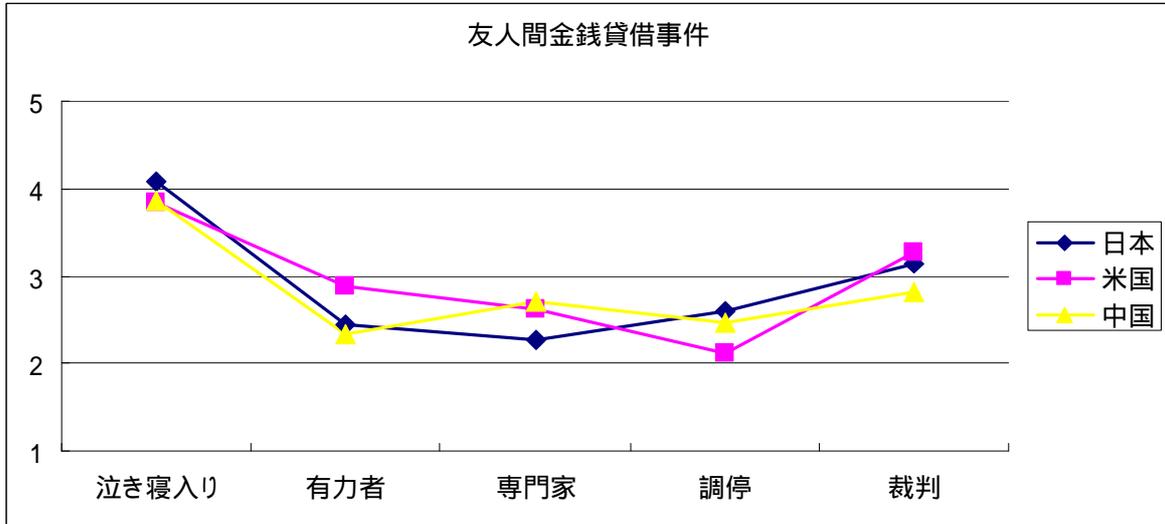
(ウ)法律の専門家に相談すること

(エ)弁護士会の調停制度その他を利用すること

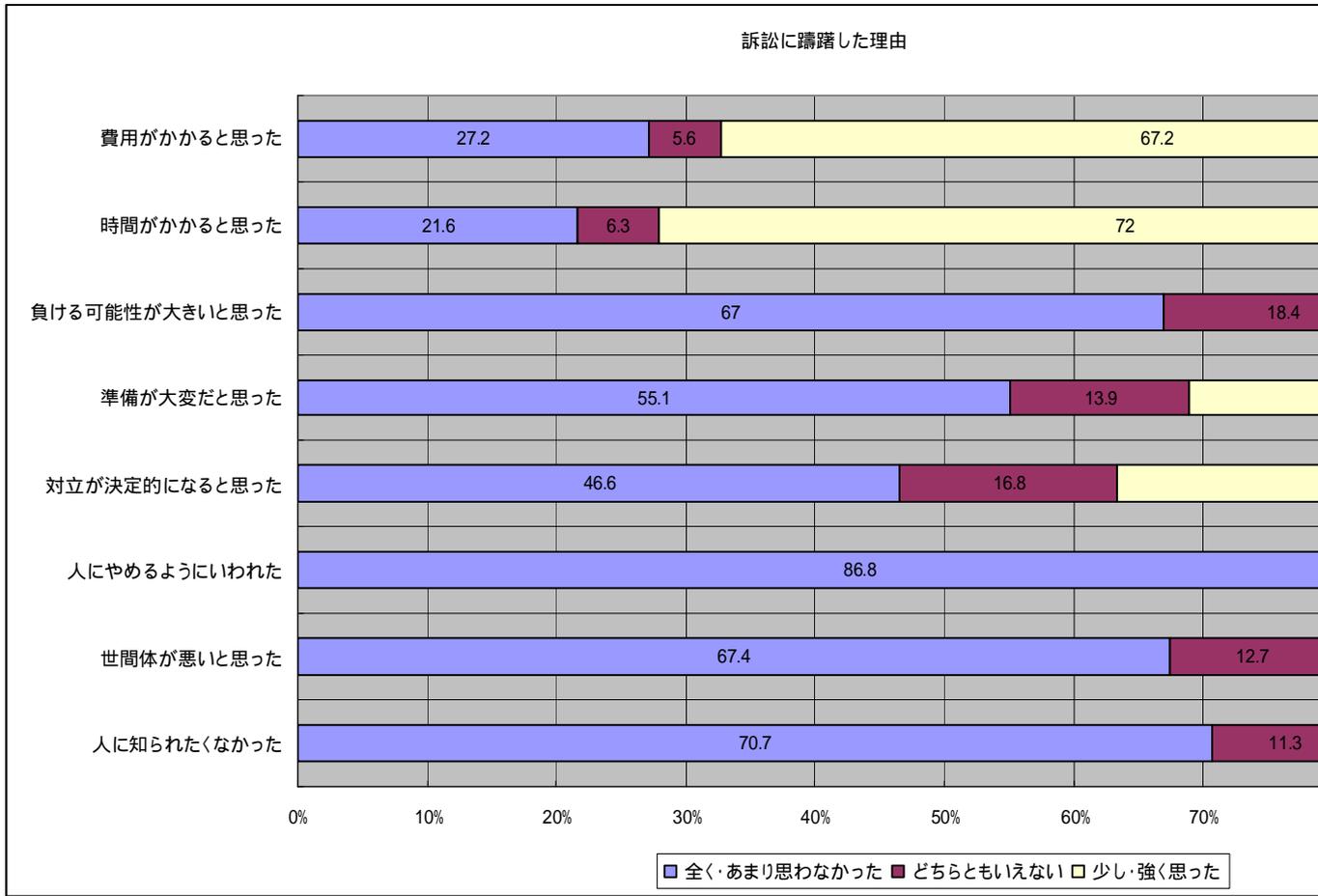
(オ)裁判所に訴えること

(それぞれに対して、1.0(望ましい)～5.0(望ましくない)で回答した。)

別紙 2



別紙 3



1.3 法曹人口拡大政策と問題設定

1.3.1 現在の政策

法サービスの活用を促進するために、現在においてもさまざまな取り組みが行われている。

[] 日弁連の取り組み

・ 名古屋宣言

1996年5月に名古屋で開催された日弁連定期総会において、「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」(名古屋宣言)が決議された。日弁連はこの宣言で、「弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。」と宣言した。

具体的目標は、ゼロワン地域や全ての地方裁判所支部地域への法律相談センターの設置、弁護士過疎地域への公設事務所の設置(20ヶ所以上)、ゼロワン地域への弁護士定着の推進、弁護士過疎地域の公設事務所に協力する法律事務所の設置(100ヶ所以上)の4つである。

・ ひまわり基金

1999年9月、東京弁護士会からの1億円の寄付などを財源に、日弁連ひまわり基金を設置した。ひまわり基金は、弁護士過疎対策を行う活動資金に充てることを目的としている。

ひまわり基金は、次のような弁護士過疎対策のために用いられている。 弁護士過疎地における法律相談センターに対する援助(設置の資金援助及び運営の資金援助) 弁護士過疎地における公設事務所(常駐型公設事務所やセンター拡充型公設事務所)に対する援助(設置の資金援助及び運営の資金援助) 弁護士過疎地に法律事務所を開設する会員に対する援助(定着支援) 弁護士過疎対策のための調査研究活動及び広報活動

[] 法テラス

法テラスは、総合法律支援法という法律に基づいて、2006年4月10日に独立行政法人の枠組みに従って設立され、同年10月2日に業務を開始した。(独立行政法人そのものではないが、政府全額出資の公的な法人である。)

法テラスの主な業務内容は、総合法律支援法に定められている以下の5つである。 情報提供業務、 民事法律扶助業務、 犯罪被害者支援業務、 司法過疎対策業務、 国選弁護関連業務。

司法過疎地域における法テラスの事務所設置の状況は以下の通りである。

平成18年10月開所：法テラス佐渡法律事務所、法テラス壱岐法律事務所、法テラス鹿屋

法律事務所、法テラス江差法律事務所、法テラス須崎法律事務所、平成 18 年 10 月開所：
法テラス倉吉法律事務所

法テラスが、司法過疎地域における法律サービスへのアクセスを改善するために設置する事務所が過疎対応の「地域事務所」である。法テラスに勤務する弁護士が常駐し、気軽に相談や依頼ができる頼りがいのある事務所運営をしている。民事法律扶助事件、国選弁護事件の他、一般に開業している弁護士事務所同様に、有償での法律相談、事件の受任等の法律サービスを提供している。これまで、法律家の不在等により、解決することが困難であった法的なトラブルに対処している。

〔 〕法曹人口拡大

業務独占資格については、規制改革推進 3 ヶ年計画（改定）にあるとおり、資格の廃止、相互乗り入れ、業務範囲の見直し、報酬規定の廃止、試験合格者数の見直し等を推進することにより、各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上等をはかるものとされている。

規制改革の基本方針のうち、法曹人口拡大に関しては、司法制度改革推進計画において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の状況等を見定めながら、平成 22 年ごろには司法試験の合格者数を年間 3000 人程度とすることを目指すとされており、規制改革、民間開放推進 3 ヶ年計画においても、同様のことが目指されている。

1.3.2 現在の政策の問題点

上述したように、現在の取り組み・政策は主に「法曹人口を増やす」とことと「法律家(弁護士等)を過疎地域にも行き渡らせる」ことに重点がおかれている。

・ 「法曹人口を増やすこと」

〔 〕法曹人口拡大政策(法科大学院設置、試験合格者数見直し等)

・ 「弁護士等を過疎地域にもいきわたらせること」

〔 〕日弁連の取り組み（名古屋宣言、ひまわり基金）〔 〕法テラス

「法曹人口を増やすこと」に関しては、確かに試験合格者数を増やすということで、数を増やすことはある程度可能であるといえる。しかし、もし試験のハードルを下げるという方法で数を確保することになると、法曹の質の低下が懸念されることになる。そのため、一概に数の確保とはいっても、今と同程度の質を確保した上での数の確保をめざさなくてはならないという課題があるといえる。

一方、司法過疎地域に弁護士を行き渡らせる政策（法テラス・日弁連）の問題点の最たるものは、求人難、つまり弁護士が地方に行きたがらないということである。法曹の中でも、裁判官や検察官は公務員であり、東京や大阪などの大都市に偏らないように国が適切に配置できる。しかし、弁護士は裁判官や検察官と異なり、公務員という地位ではないた

め、基本的にどこで働くかは自由である。そして、現在はまだ大都市に弁護士が偏り、地方に行きたがらないという問題が発生している。

1.3.3 法サービスの充実が可能か

それでは、現在の政策の問題点を解消し、または新たな政策の枠組みを当てはめることで、一層の法サービスの充実が可能であろうか。

そのためにはまず、何が法サービスの充実を阻んでいる主要な要因なのかを突き止めなくてはならない。現在の大きな阻害要因の一つとして、今までみてきたことから、「法曹人口が足りない」ことと、弁護士が足りない地域があること、つまり「弁護士の偏在化」があるのではないかと推測される。

そこで、ここでは「法曹拡大政策を行うことによって訴訟数は増加するのか」という問題設定をし、法曹人口を増やすことと、弁護士偏在化を解消すること、それぞれについて検証していきたい。

第 部 分析

2.1 経済学的分析への導入

2.1.1 なぜ司法サービスが経済学の対象となりうるのか。

司法サービスを経済学的に分析することに対して違和感を覚える人は少なからずいるであろう。司法は国民の権利として絶対的なものであり金銭の問題ではない、とか、経済という効率性ばかりを追求するという様に考えられがちである。しかしながら、それは経済学の一面しか見ていない。経済学では、有限な資源を、どれだけ、どのように生産あるいは消費するかを考える。そのため、一見経済とは無関係に思われるような医療サービスや司法サービスも経済学の枠組みで分析可能になる。司法サービスは、裁判官・弁護士などの人的資源や、裁判所などの資本といった有限の財を投入して生産されるサービスである。したがって、司法サービスは有限であるため、何をどれだけどのようにして生産するかという経済問題として考えることができる。

また、司法サービスには経済学でいう効率性の概念もあてはめられる。それは、司法サービスを生産するとき、どれだけ人的資源や資本などのコストをかけ、効率的に供給できるかという問題である。司法サービスを供給する側では、司法は公的なものだからという意識が強く、効率性はあまり考えられてこなかった。これが、司法サービスの弊害となっているのではないだろうか。昨今、司法にも経済学的な効率性の概念が持ち込まれ、特に裁判における迅速化の取り組みがなされようとしている。まさに司法サービスを供給する際の慣習的に無駄な時間的コストを下げ効率的な供給をすることを目指している。また、需要側の効率性も考えられる。それは、利用者（国民）の効用が最大になることを指す。したがって、供給側の効率性だけでなく、消費者余剰も含めた社会的余剰の最大化が効率的であるという考え方は司法サービスにも導入可能である。

2.1.2 医療サービス⁹と司法サービスの特徴

ここから命題である法曹拡大政策は司法サービスを充実させうるのか、ということ进行分析する。これまで司法はほとんど経済学的な分析がなされていなかったため、特徴が似ている医療市場を扱う医療経済学の分析手法を参考にする。そのためにまず、医療サービスと司法サービスがどのように似通った性質を持っているか、また異なる点はどこかを明示する。

医療と司法が共通に持つひとつの特徴として、不確実性の存在があげられる。需要サイドと供給サイドの両方に不確実性が存在することが医療の特徴であるとされている。こ

⁹ 漆(1998)

れは司法サービスにも言え、利用者（国民）はいつ司法サービスを必要とするかは分からず、司法サービスを利用した結果がどうなるかも予測が困難である。供給サイドも、いつどのような需要があるか不確実であり、訴訟の結果も確実には予想することが難しい。この不確実性に対して、医療では保険市場が重要な役割を果たしているのが特徴的である。Arrowによってすべての不確実な事象に対して保険市場が整備されていたなら、不確実性の下でも効率的な資源配分が達成できることを示されたが、司法は保険市場が発達していないため、リスクの資源配分に失敗してしまう。そのため、この市場の失敗を補完するために、政府による規制が行われている。

医療と司法の2つめの共通の特徴は、情報の非対称性の存在である。医師は患者よりも医療知識を相対的に多く保有しているという情報の非対称性があるため、患者は医師に意思決定をゆだねることになる。ここで、医師と患者はプリンシパル・エージェント関係を結ぶこととなり、医師は患者のエージェント（代理人）であるから、患者の効用が最大になるよう行動することが望ましい。患者の効用を最大にするためには、供給する医療サービスはなるべく少ないほうがよい。一方、医師は自分の所得を最大にしようとするので、互いに矛盾する利害の中で意思決定しなければならない。司法に関しても同様のことが考えられ、弁護士は利用者（国民）より法律の知識を多く持っている。そこには情報の非対称性があるため、利用者は弁護士の助言なしにはみずからの効用および行動を判断できない。そのため、利用者は弁護士にエージェントとして、自分の代わりに裁判を行ってもらう。そこでは、医療と同様、プリンシパル・エージェント問題が発生する。

3つめの共通の特徴として、政府の介入があげられる。医療では競争制限的な規制が数多く存在している。たとえば医師をはじめとする医療専門職の免許制度、医療機関の広告規制など供給者が互いに競争することを制限している。また、社会保険方式の医療保険制度に強制的に加入することになっている。サービスの供給についても、地域医療計画によって医療圏の必要病床数が決められており、病床数が必要病床数を越える地域では病床数が規制されている。価格は診療報酬制度によって公定されている。司法サービスも同様に公共サービスとしての側面がある。つまり裁判官や弁護士は免許制度になったおり、人的資源の量は国によって決められている。また、裁判所は公共施設である。広告や価格に関しては近年、規制緩和が進められてきている。

医療と司法の違いは報酬体系にある。医師の収入は診療報酬制度によって決まり、保険市場が発達していることが特徴である。診療報酬制度は、保険診療できる医療の種類とその医療価格を規定したものである。情報の非対称性によって医師は自らの報酬のために選択する治療方法を変えるインセンティブがあるかもしれない。一方の弁護士の報酬は平成16年に自由化され情報公開もほとんどないほど弁護士の裁量にまかされている。そのため、弁護士の労働インセンティブに報酬が大きくかかわっているかもしれない。

以上のように、医療市場と司法市場は特徴が似ているため、医療経済学の分析手法を司法に応用できるだろう。特に、医療経済学でよく議論されるアクセスコスト低下仮説と医

師誘発需要仮説に着目して分析を行う。

2.1.3 アクセスコスト低下仮説と誘発需要仮説の司法市場への応用

2.1.3.1 アクセスコスト

医師の増加によって需要が増えるのは、広い意味でのコストが低下するからという議論である。つまり、医師の増加により、これまでよりも近隣に医療機関が開設されるために通院時間が短縮されたり、患者が分散するために待ち時間が短縮されることによって、医療費以外の間接的なコストが下がり、需要が自然と増加すると考えられるからだ。

これは、司法サービスにもあてはまる。利用者が、司法サービスは金銭的なコストだけでなく、時間的なコストもかかっているならば、法曹の増加はアクセスコストの低下につながり、需要を増やすかもしれない。したがって、法曹拡大政策がアクセスコストを低下させるか、実証分析を行う。

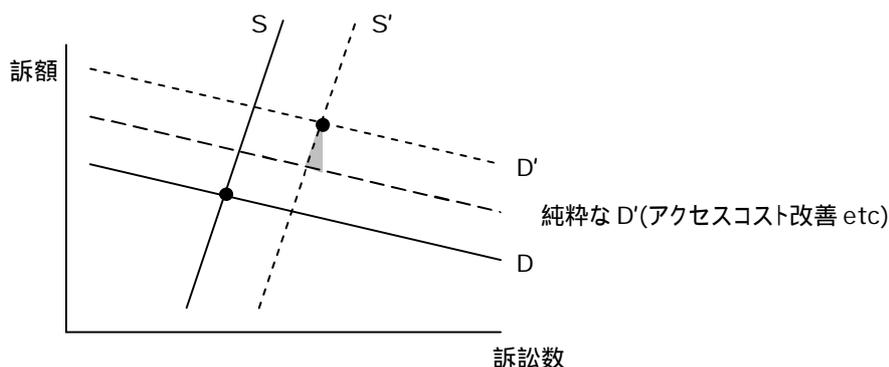
2.1.3.2 誘発需要仮説を用いた法曹人口拡大政策の予測

医師の増加によって、アクセスコストが下がり自然と需要が増えるだけでなく、医師が自ら需要を誘発するのではないかという議論がある。医師誘発需要仮説とは、人口当たりの医師数が増加すると、医師は所得の減少を防ぐために情報の非対称性を利用して医療サービスの需要を誘発するという仮説である。これは司法サービスにもあてはまると考えられる。法曹人口を拡大することで、弁護士一人あたりの所得が下がることが予想されるので、弁護士は裁判にもっていく必要のない事件でも裁判を起こすことを勧めたりなど裁量的に需要を増加させるインセンティブを持つ可能性がある。

2.2 分析 「法曹人口の拡大によって訴訟の増加は問題なく達成できるか」

2.2.1 訴訟市場概念の導入

観念的に以下のような訴訟市場を考える。



一般的に需給曲線の図において、横軸は需給量、縦軸は価格となる。ここで訴訟数は直接的に対応する。一方で価格に対応する訴訟費用は表に出てこないものであり、その把握は難しい。しかしながら、前期におけるヒアリングなどの経過から訴訟額に概ね比例すると考えて良いようである。そこで訴訟費用は訴訟額で代替することとした。

需要曲線に関しては訴訟額が大きい事件ほど訴訟活用はなされやすいだろうし、訴訟が増えることで裾野が広がって訴訟額の小さいものがカバーされるはずである。よって、その傾きは右下がりになる。加えて、前章までの検討を基に訴訟活用意欲が高いと考えれば、傾きは緩やかになると思われる¹⁰。

供給曲線は訴訟額が高く、高い報酬が望めれば供給したいと思うというのは普通の市場と変わらないだろうから、右上がりである。ただ、弁護士が現状において事件で手一杯という状況、つまり供給能力に余裕がないとすれば垂直に近くなる(急になる)と思われる。

このモデルで弁護士数の増加は供給曲線の右シフトに対応することになる。それによって、アクセスコスト低下や誘発需要というモデル外の要因によってDも右シフトすることになる。ここで注意することはDの右シフトに関してアクセスコスト低下と誘発需要は同じ動きを示すということである。誘発需要は純粋な厚生改善ではないから、考慮しないでは済まない。¹¹

では、それを捉えるにはどうしたら良いのか。次節において相談数を材料に検討することにする。

¹⁰ 訴訟が少ない現状が文化的要因でなく制度などの要因に基づくのであれば、少なくとも今の均衡点付近は緩やかと考えられる。

¹¹ 具体的には上図の灰色部の損失が存在するので、政策を過大に評価して知っているかもしれない

2.2.2 アクセスコスト改善の需要と誘発需要の識別

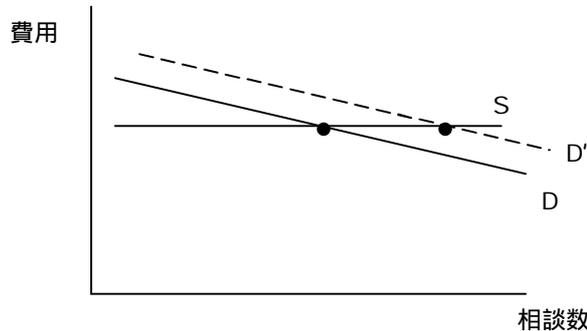
法律相談(有料のものを想定)の市場と訴訟市場の違いは大きく次の2点と考えられる。

1点目は、相談は訴訟と違って相談者側がその利用の可否を決定できる、つまり弁護士の誘発は考えにくい点である。したがって実際の均衡は普通の需給関係の実現点と考えてよいだろう。

2点目は、あくまで相談なので、案件に拠らず価格は大きく変わらないと考えられる点である。これを是認すれば供給曲線は水平と仮定することが可能となる¹²。

以上から、法律相談市場を仮定し(下図参照)、訴訟市場のものと同じく弁護士増加のDの移動を定量的に導く。これはアクセスコスト低下の効果と考えて良いだろう。そして、この結果を上図を参照して訴訟市場の分析に導入することで、誘発需要の存在に関して crucial かどうかを判別しうるケースが出てくるであろう。つまり、たとえば弁護士数の増加によって相談数・訴額が増加していることが確認できた場合、アクセスコスト低下の存在とともに、誘発需要の大きさは特定できないまでも、かかる問題が crucial に存在している可能性は指摘できる。一方で相談数は増加していても、訴額の増加が認められないとすれば、誘発需要の存在は少なくとも crucial な問題ではないといえるだろう。

このような理解を基として、次節において実際に定量的分析を試みる。



¹² 有料の法律相談においては、30分5000円という相場が広く受容されている。

2.3 実証分析

2.3.1 変数やデータの整理

前節で述べたことを枠組に当てはめるならば、相談数・訴訟数・訴額を弁護士数などの説明変数に回帰させて、その係数の有意性を確かめることが本節での目的となる。ここでは分析に使った変数とその出典について整理することにする。

2.3.1.1 サンプル

各サンプルは各都道府県とし、n=47のCross-Section分析を行なった。なお、弁護士会関係のデータに関して、札幌・函館・旭川・釧路の各弁護士会を合計したものを北海道、東京・第一東京・第二東京の各弁護士会を合計したものを東京都として扱った。また地方裁判所関係のデータに関して、札幌・函館・旭川・釧路の各地方裁判所を合計したものを北海道として扱った。

2.3.1.2 被説明変数

被説明変数に関しては、我々の関心が最終消費者である国民への影響というところにあるため、それに応じて変形した。つまり、相談数・訴訟数に関しては人口当たりの数値を採用した¹³。次節で述べるが、それに応じて弁護士数も人口当たりの数値で分析している。

被説明変数の内容およびその出典を整理すると、次表のようになる。ただし相談数に関して、高知のデータが得られなかった。

	内容	出典
相談数	各弁護士会が受けた有料法律相談数	弁護士白書(2006年版)
訴訟数	各地裁に持ち込まれる案件のうち、通常訴訟・人事訴訟・手形訴訟の合計数	司法統計年報 1 民事・行政編(平成 17 年)
訴額	地裁ごとの訴額別件数を基として、上位および下位の2.5%を除外して導出したもの	最高裁判所

2.3.1.3 説明変数

それぞれの被説明変数に対して、同じ説明変数で回帰した。使用した説明変数の内容、その出典を整理すると、次表のようになる。なお、「人口当たり弁護士数」は司法へのアクセスの良さをあらわす代理変数、「弁護士事務所の弁護士数×地価」は資本スコア変数、「人口密度」は人口密度の異なる地域ではアクセスの良さも異なることを考慮するために

¹³ 各都道府県の人口は2005年国勢調査の数値を使った。

採用した。

	内容	出典
人口あたり弁護士数	人口当たり各弁護士会登録弁護士数	弁護士白書
弁護士事務所の弁護士数×地価	一弁護士事務所あたりの弁護士数×基準地価	弁護士白書/都道府県地価調査
人口密度	可住地面積あたりの人口密度	wikipedia
法律相談所数	日弁連によるひまわり公設事務所数	弁護士白書
会社数	-	事業所・企業統計調査
県民所得	-	SNA
行政書士数	-	日本行政書士会連合会
司法書士数	-	日本司法書士会連合会
高等裁判所	高裁が存在する/しないというダミー変数	-

2.3.1.4 推計と留意点

推計には最小二乗法(OLS)による重回帰分析を行なった。繰り返しになるが、我々の関心は各被説明変数に対する人口あたり弁護士数の係数の有意性にある。

実際の作業においては、ダミー変数である「高等裁判所」を除いて全て対数化して分析した。また、Multicollinearity の影響が非常に深刻であったため、最終的な分析は以下の説明変数で行った。つまり、「人口あたり弁護士数」「人口密度」「法律相談所数」「高等裁判所」の4変数である。

2.3.2 小括(推計結果)

推計結果をまとめると、以下のようになる。

	相談数	訴訟数	訴額
弁護士数/人口	0.346 (1.71)*	0.511 (7.54)***	0.203 (2.09)**
人口密度	0.068 0.54	0.033 0.77	-0.039 -0.65
法律相談所数	0.188 1.68	0.021 0.57	-0.02 -0.37
高裁ダミー	0.157 0.72	-0.155 (-2.10)**	-0.126 -1.19
Constant	-4.115 -1.53	-2.474 (-2.75)***	9.235 (7.17)***
Observations	46	47	47
R-squared	0.4	0.82	0.13

表において上段が推計された係数値、下段はt値である。また、「*」は10%有意、「**」は5%有意、「***」は1%有意を示す。以下、各推計結果に関して簡単にコメントする。

まず相談数であるが、人口当たり弁護士数の係数は10%有意で正の値が得られた。つまり、人口当たり弁護士数が1%増えると、相談数は0.346%程度増加すると推定される。前節の議論からすれば、信頼性はやや不十分ではあるがアクセスコスト低下による需要増が見られると言って良いように思われる。

次に訴訟数であるが、1%有意で正の値が得られた。つまり人口当たり弁護士数が1%増えると、訴訟数が0.511%程度増加すると推定される。訴訟数は弁護士の介入があり、アクセスコスト低下の効果と誘発需要の効果が混在していると考えられる。係数値も相談数の係数値の約1.5倍が示されている点は留意しておくべきであろう。

最後に訴額であるが、5%有意でやはり正の値が得られた。つまり人口当たり弁護士数が1%増えると、平均訴額が0.203%程度増加すると推定される。前節の訴訟市場の図に当てはめて、訴訟数の結果と併せて考えると、誘発需要の存在と共にそれはかなり crucial である可能性が示唆されている。

2.4 結論

2.4.1 「法曹人口の拡大によって訴訟の増加は問題なく達成できるか」

前章の分析結果は、確かに弁護士におけるアクセスコスト低下仮説を肯定できる結果は示唆されたように考えられる。しかしながら、単純に比較できないが、訴訟数に対する係数(0.511)は、相談数に対する係数(0.346)の約 1.5 倍の値を示しており、誘発需要の効果の大きさが窺われる。

これから我々はどのような含意を導くべきか。思うに弁護士の増加は現状の訴訟活用意欲に応じた訴訟拡大をもたらすと考えられるから、法曹人口拡大政策が司法サービスの充実を図るために政策の有用性が認められるとはいって良からう。しかしながら、それが「問題なく」訴訟拡大を導いているかどうかには疑いが残るといえる。つまり、先に検討した弁護士とクライアントの間の訴訟知識/技術に対する情報の格差は非常に大きく、プリンシパル・エージェント問題を生じさせている可能性が大きいことを分析結果は示唆しているのである。法曹人口拡大政策を述べる際に、この視点はやや欠落しているように考えられる。いわゆる経済学の「情報の非対称性」という問題から訴訟市場に対する情報供給を行なうことによって情報不完備性を緩和するという政策を、法曹人口拡大政策の一環として、または法曹人口拡大政策に並行して行なわれる必要があると考えられる。

2.5 分析 「弁護士偏在化の解消により訴訟数は増加するか」

2.5.1 分析の目的および概要

ここでは、弁護士偏在化を解消することによって、果たして訴訟数は増加し、余剰の増加に資する事が可能なのか、という問題の簡単な分析を行う。

分析の方法としては、地域ごとの訴訟の増加率を、人口当たり弁護士数で単回帰する事により、人口当たり弁護士数が増加した場合の訴訟の増加率がどの程度なのか、すなわち弁護士偏在化が解消した場合に果たして訴訟は増加するのかどうかを推定する。

2.6 実証分析と結論

2.6.1 データと分析結果

訴訟の増加率に関するデータは、1995年及び2005年の訴訟数から計算した。結果、P値が0.043、係数が-383.0607となり、5%水準で有意で、符号条件（マイナス）も合致した。

この意味するところは、人口当たり弁護士数が少ない地域、すなわち司法過疎が深刻であると考えられる地域ほど、人口当たり弁護士数を増加させた場合に訴訟の増加率が高くなるということである。

この結果から、弁護士偏在化を解消することによって、訴訟数が増加し、司法サービスの充実が促される可能性が高い事が伺える。

第 部 政策提言

3.1 政策提言

以上で分析した結果をふまえて、全体の弁護士数を増やすための政策と、弁護士偏在化解消のための政策について提言を行う。

現在の政策の問題点のところでの議論の通り、「法曹人口を増やすこと」に関しては、確かに試験合格者数を増やす方法で、数を増やすことはある程度可能であるといえる。しかし試験のハードルを下げるという方法で数を確保することになると、法曹の質の低下が懸念される。そのため、質を確保した上で数を増やすための政策について提言を行ってきたい。

一方、司法過疎地域に弁護士を行き渡らせる政策の問題点の最たるものは、求人難、つまり弁護士が地方に行きたがらないということである。法曹の中でも、弁護士は裁判官や検察官と異なり、公務員という地位ではない。そのため、基本的にどこで働くかは自由である。そして、現在はまだ大都市に弁護士が偏り、地方に行きたがらないという問題が発生しているのである。ここではそのような現状をふまえ、弁護士を地方に行かせるためのインセンティブを中心に、弁護士偏在化を解消するための政策を提言する。

3.1.1 全体の弁護士数増加のための政策

ここでは、上述したとおり、質を確保した上で数の増加を図るという政策を提言していく。

まず、そもそも弁護士になろうと志す人間の数を増やすことが考えられる。弁護士を志望している集団をここでは母数と呼ぶと、現在の母数のままで合格者の数だけ増やす場合に比べ、優秀な人材を弁護士志望にすることで母数を増やした上で合格者を増やした場合には、質は向上するといえる。では、優秀な人材とはどこに存在すると考えられるのだろうか。医療や特許などの訴訟に対しては、理系の専門的知識が欠かせない。そのため、理系学部出身者を法曹界に増やすということも一つの質の確保につながるのではないだろうか。そして、企業関係の訴訟の多さや、実務を通して法律に触れてきた人たちの能力が高いにも関わらず法曹界へ入りにくい¹⁴という現状をみると、社会人(実務経験者)を取り込むということも考えられる。法学部以外の志望者を増やすという視点は国の政策としてもすでに考えられており、司法改革前は法学部出身の人が司法試験をめざすことが多かったが、司法改革を行い、ロースクールに未修枠を設けたことで、ある程度法学部出身者以外の者の法曹への関心を高めたといえる(法務省のヒアリングより)。しかし、それを一層促

¹⁴ 社会人が働きながら弁護士資格を取ることは、十分な勉強をするだけの時間がとりにくいという面で厳しいといえ、逆に時間の確保のために働くのをやめて勉強に集中すると収入がなくなるため金銭的に苦しくなるため、敬遠されるといえる。

進させるために、ロースクールに理系出身者枠や実務経験者枠などを設け、それぞれの選考過程での措置などを行うことで、特に入ってほしい人材にアピールし、法曹への関心を高めることができるのではないだろうか。

次に、海外の弁護士資格をもつ外国人を日本の弁護士業務ができるような形で受け入れる、ということが提言できる。現在でも特許などに見られるように、特定の国と取り決めを行い、相互承認を行うのである。その国で弁護士として認められた者は日本の弁護士資格をもっていなくても同様の能力があるとみなして、日本での弁護士資格を取得しなくても弁護士業務ができるとする、ということである。弁護士資格は国によって難易度が違うので、どの国ともこの取り決めをすればよいということではなく、実際にこの仕組みを運用するのであれば見極めが重要になってくると考えられる。

また、はじめの提言で医療や特許の訴訟を挙げて、理系出身者の法曹界への進出を促すことを述べたが、それに関連して、弁護士資格を持つ者の中で、専門性をもち住み分けを行うことで質の確保をするという方法も考えられる。

最後に、合格後のフォローアップに力を入れるということが提案できる。司法改革では、ロースクールを作ったことで質の確保に力をいれたといえるが（法務省ヒアリングより）それと併せて資格取得後にも実務に関するフォローアップや、めまぐるしく変わる現代社会の中で新たな法律や実情をふまえたフォローアップを行うことで、一層の質の向上が見込めるのではないだろうか。

3.1.2 弁護士偏在化解消のための政策

ここでは、自由に働く場所を選べる弁護士を、如何にして弁護士過疎地域にいきわたらせるかについて考えてみたい。

まず、地方公共団体との連携を図り、地域に根ざすことを条件にロースクールの学費補助、もしくは免除を行うことが提案できる。このような取り組みはすでに愛知にある一部のロースクールで行われているが、これを他の地域にも広げることで、その地域での弁護士の確保が促進されるだけでなく、現時点で金銭的に苦しくて法曹界への志望をあきらめていた人たちを取り込むことができる。

また、現在ではロースクールの分布に偏りがあるという指摘がある。ロースクールのある場所で必ずしも弁護士業務をするというわけではないが、その傾向はあるといえるので、この設置を適正化することで一定の効果が期待できるとも考えられる。ロースクールを設置するには認可が必要であるが、認可の段階で弁護士過疎地域に関してはその他の条件の面で緩和もしくは補助を行い、ロースクールの適正配置を図ることも弁護士偏在化の1つの解消方法である。

3.1.3 その他の政策

以上の2つ、「全体の弁護士数を(質を落とさずに)増やす」とことと「弁護士偏在化を解消する」ことに関する提言以外にも、法サービスの充実を目指すという観点から、司法へのアクセスの良さを向上させるために、裁判所に相談口を設けるということも考えられる。

参考文献

- Christian Wollschlager(1997) " Historical Trends of Civil Litigation in Japan, Arizona, Sweden, and Germany: Japanese Legal Culture in the Light of Judicial Statistics, " in Japan: Economic Success and Legal System 89
- 漆博雄(1998) 『医療経済学』東京大学出版会
- 太田勝造・岡田幸宏(2003)「紛争に対する態度の日米中3カ国比較」河合隼雄・加藤雅信編著『人間の心と法』有斐閣
- 川島武宜(1967) 『日本人の法意識』岩波新書
- 岸田研作(2001)「医師需要誘発仮説とアクセスコスト低下仮説 - 2次医療圏,市単位のパネルデータによる分析 - 」 『季刊社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所,37巻3号(通巻154号),2001/12,pp.246-258
- 司法制度改革審議会意見書5周年記念シンポジウム「司法制度改革の未来を見つめて」法務省(2006)
- 「司法制度改革審議会意見書」内閣府
- 「司法改革宣言」日弁連
- ダニエル・H・フット(2006) 『裁判と社会 司法の「常識」再考』NTT出版
- 浜野信也(2004) 「「複眼」で見る世界 米国の民事訴訟制度改革」THE WORLD COMPASS 2004.5 p.18-19
- 法意識国際比較研究会(2001) 「「日本人の法意識」調査基本報告書 2000年3月全国調査」 『名古屋大学法政論集』187, 2001.3, <1>-<64>
- 日弁連 HP
- 法務省 HP

結びにかえて

本研究をするにあたり、指導教官である井堀先生をはじめ、最高裁判所の小野寺様、阿閉様には大変お世話になりました。司法サービスを経済学で分析するという研究はこれまであまり行われておらず手探りの状態でしたが、経済学と法学の専門家である先生方のご指導によりこうして行うことができました。またヒアリングを受けてくださった東京地方裁判所の菅野裁判官そして中尾弁護士、法務省の小倉様と松尾様からは司法の現場の意見を聞くことができ、有意義な示唆を与えていただきました。お世話になった方々にあらためて感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

川添 南都子

菅野 早紀

三毛門 豪

吉田 真矩